

1 事案の概要

2024年	
4月	当社が国土交通省、東日本高速道路株式会社および中日本高速道路株式会社から受注した工事の一部において、設計図書に指定されていない再生骨材が含まれたアスファルト合材が使用されていた事実が確認されたため、この内容を各発注者に報告の上公表。 (以降、各発注者との協議の下、本事案の事実関係の調査を取り進め、自社受注工事および他社受注工事において、当社系列プラントが納入した工事に設計図書と異なるアスファルト合材が用いられた事案の判明の都度、各発注者に報告の上公表。)
6月	法律専門家を構成員とする外部調査委員会を設置し、本事案が発生した原因および再発防止策の提言を委嘱し、以降、同委員会による事実関係等の調査を開始。
7月	品質確認試験の実実施計画、同試験結果の評価を客観的に検証し、併せて長期の耐久性について検討・検証を行うことを目的として、技術専門家および法律専門家を構成員とする技術検証委員会を設置し、委員会としての検証を開始。
9月	外部調査委員会から受領した調査報告書の提言を受けて、再発防止策を策定し、公表。
2025年	
2月	技術検証委員会から、品質確認試験結果の検証報告書(中間)を受領し、公表。
3月	設計図書と異なるアスファルト合材が使用されていた工事件数(国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、東京都)を公表。 自社受注工事：60件(調査工事件数599件) 他社受注工事：111件(調査工事件数560件) (2025年3月31日公表時点)
4月	国土交通省関係各局、高速道路各社等から、設計図書と異なるアスファルト合材を用いた工事を実施したことを理由として、指名停止措置を受けた。

2 本事案の真因について

2024年9月、外部調査委員会が、調査報告書において公表した、本事案の事実関係から見える真因および遠因とも考えられる事項は、以下のとおりです。

真因(原因)について

(1) NIPPOがアスファルト合材の「製造業」を営んでいる意識の希薄性

- ア. アスファルト合材の製造業者としてのプロセスの脆弱性
- イ. アスファルト合材の品質を担保するデータの重要性の理解不足
- ウ. 品質管理部門や品質保証部門の不在による問題

(2) アスファルト合材の製造事業を統括する十分な管理体制が存在しないこと

- ア. アスファルト合材の製造事業を統括する経営体制の不十分性
- イ. アスファルト合材の知識および経験を有する者が主要な管理職を務めていないこと

(3) 製販子会社および合材工場とNIPPO本社、各支店および統括事業所との関係性に起因する問題

- ア. NIPPO本社、各支店および統括事業所に情報が上がらず、かつ相談相手としても見られていないこと
- イ. 製販子会社および合材工場とNIPPO本社、各支店および統括事業所との間の信頼関係の脆弱性

(4) 上記(1)～(3)による副作用

- ア. アスファルトがら置場の逼迫状況を考慮していないこと
- イ. 新規骨材不足を考慮していなかったこと
- ウ. 合材部門の従業員のやる気の喪失
- エ. 古くからの慣習の存在と伝播

(5) 品質管理体制、製販子会社および合材工場管理体制、教育制度の不存在

(6) 事実上の利益確保の要請があったこと

遠因とも考えられる点

(1) ストレートアスファルトの社内移転価格の設定と、その点に関するNIPPO経営陣と合材部門・製販子会社との間の認識の齟齬

(2) 管理体制(膨大な数の子会社数、出資先数)

※各項目の詳細については、「外部調査委員会の調査報告書受領及び弊社の対応について」(2024年9月6日付)を参照願います。

URL https://www.nippo-c.co.jp/company/company_info_image/20240906_3.pdf

3 再発防止策 当社では、2024年9月に以下の再発防止策を公表し、継続的に取り組みを実施しています。

道路舗装工事部門による工事受注プロセスに、アスファルト廃材の受入・処理計画の確認プロセスの導入	
1	合材工場ごとに既設の道路から剥がしたアスファルトがらの受入可能量を可視化し、舗装工事部門の受注担当者、NIPPO本社および各支店でも、リアルタイムで認識できるような業務プロセス改善を行う。
2	舗装工事の受注に当たり、アスファルトがらの受入可能性、再処理計画の確認を前提とする業務プロセスを導入するとともに、受け入れたアスファルトがらが適切に処理されたかの確認を舗装工事部門に義務付ける。
3	本社工事部によるアスファルト廃材の受入・処理計画の確認を必須検討項目とする手順書作成、教育体制および定期的なモニタリング体制を整備するとともに、監査部の監査項目に加えることで、実効的なガバナンス体制を担保する。
本社、支店、舗装工事担当部門における合材事業の理解能力のある者による数値管理の徹底	
1	舗装工事部門関係者、特に合材部門を統括する立場に当たる人物に、合材工場で製造されているアスファルト合材ごとの性質、製造工程、その製造における困難な点、各合材工場の製造データ・出荷データ・計量データ上の数値が意味するものを正確に理解させるべく、教育を徹底する。
2	各支店において舗装事業部長や統括事業所長に就任する人物には、製販子会社の社長や合材工場の工場長といった肩書きを与えるだけではなく、一度アスファルト合材工場において、実質的な勤務を経験させるなどの人事政策を採る。
3	経営陣および幹部職員自身が製品製造プロセスに関して知識を高める研修を受講し、管理指標の数値の意味を理解して管理する。
計量管理システムの全国統一化、全国的リアルタイム管理の導入、補正機能の削除	
1	品質管理上、アスファルト合材が配合どおりに練られているか確認するため、合材製造に使用した原材料の種類や使用量に関するデータが記録される計量データの情報がリアルタイムでNIPPO本社に送信されるシステム上の仕組みを導入する。
2	計量管理システムに標準装備されている計量データの書き換えを可能にする、計量データを補正するための機能を既に停止したが、さらに、全合材工場に補正機能のない統一した計量管理システムを導入する。
3	NIPPO本社の承認なく各合材工場が製造オペレーティングシステムである操作盤に配合設計を登録できないような業務プロセスを構築する。
4	出荷・売上伝票上に記録される製品に対し、異なる仕様の製品が出荷されるリスクを検知するシステムを構築する。
自社の他部門の業務への理解と「respect」の必要性と業務プロセス改善	
1	合材部門の主張を代弁できる人材を経営陣に参画させ、その声を経営に反映させる体制を整える。
2	各事業部門が相互に他の部門を尊重し合える風土をつくり上げる。
3	本社・支店における合材部門の位置づけの再編、強化と人員の増強を図る。
4	社長から全従業員に向けた各事業部門での「respect」の必要性を強調したメッセージを発信する。
製販子会社の再統合・品質管理部門の確立	
1	支店単位または統括事業所単位で統合するなどの製販子会社の集約を行う。
2	品質管理部門を設置し、各合材工場の合材品質管理部門からの報告は、品質管理部門の責任者にも上がるように制度改善する。
3	支店、本社、監査部の3つのディフェンスラインの明確な役割分担確立と牽制体制を構築する。
合材工場とのミスコミュニケーションの改善	
1	製販子会社および合材工場に対して、アスファルト合材の販売価格が高騰する状況下で、業績低下や稼働状況の悪化が想定され、その結果不可避的に発生する工場の存続や雇用の維持の恐れについて、NIPPO本社は具体的な対応方針を定め、製販子会社や合材工場、そこで働く従業員への説明や理解を求め、安心させる活動を進める。
2	経営陣により定期的な製販子会社および合材工場を含む全国支店訪問を早急に行い、支店関係者、製販子会社等の管理者と、経営方針や品質に関する対話ができる機会を設定する。
過去の教訓や失敗の全国展開の必要性	
1	過去の不正事例を徹底検証し、それを社内で蓄積し、継続的に従業員教育を行う。
2	本社が主催する環境・品質保証委員会から、品質保証委員会を分けた上で、定期的に全社的な合材品質の状況の確認や問題点の共有、および品質向上の活動を展開する。
監査的な品質管理の必要性の検討(抜き打ち検査・生産抜き取り検査)	
1	本社品質管理部門による、合材工場の抜き打ち検査、抜き取り検査、データの定期的検証、報告を行う。
若い人材が就職を希望するような会社にする	
1	若者が就職を希望してくれるような会社にするにはどうしたら良いのか、各部門からなる若手社員による議論の場を設ける。
2	当社に既に存在する労使懇談会・協議会、全社提案委員会、および企業イメージ向上委員会を通して経営陣、役職者、従業員との対話を継続する。

各発注者様からの本事案に関するお問い合わせは、以下の当社窓口宛にご連絡いただきますようお願いいたします。
 当社窓口： [URL https://www.nippo-c.co.jp/contact/index.html](https://www.nippo-c.co.jp/contact/index.html)
 当社は、引き続き、当社および当社系列プラントが出荷した製品に、責任を持って必要な対応を実施してまいります。